

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十二号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第十条の二 条例第五十三条の二第一号の規則で定める要件は、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）第四条第一項各号に掲げる要件とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。